よりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「全ての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八　法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての貸金業者の説明会への出席の有無

三　全ての貸金業者の意見書の提出の有無

［四・五　略］

3　前項の書類には、貸金業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十条の二十　［略］

2　法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第三十条の十八第一項第二号の規定により全ての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が法第四十一条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　略］

その内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八　［同上］

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての貸金業者の説明会への出席の有無

三　すべての貸金業者の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十条の二十　［同上］

2　［同上］

一　第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　役員が法第四十一条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　同上］